

日高市地域防災計画改訂【風水害対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案								
P273 P275 P276 P276	第2節 災害に強いまちづくりの推進 <予防・事前対策> 1 水害予防－治山 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 ア 予報・警報等の伝達体制確立 【危機管理防災課（統括班）】 3 土砂災害予防 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 ア 土砂災害警戒区域等の指定 【危機管理防災課（統括班）】 イ 土石流の予防対策 【危機管理防災課（統括班）】 ウ がけ崩れの予防対策 【危機管理防災課（統括班）】 エ 山地災害危険地区の予防対策 【危機管理防災課（統括班）】	第2節 災害に強いまちづくりの推進 <予防・事前対策> 1 水害予防－治山 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 ア 予報・警報等の伝達体制確立 【危機管理課（統括班）】 3 土砂災害予防 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 ア 土砂災害警戒区域等の指定 【危機管理課（統括班）】 イ 土石流の予防対策 【危機管理課（統括班）】 ウ がけ崩れの予防対策 【危機管理課（統括班）】 エ 山地災害危険地区の予防対策 【危機管理課（統括班）】								
P276	追加	オ <u>要配慮者施設における避難確保計画の作成等</u> <u>【危機管理課（統括班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課（避難班）、学校教育課（文教班）、学校、消防署】</u> <u>土砂災害防止法の改正（平成29年6月19日）に伴い、土砂災害警戒区域内の要配慮者施設管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となった。</u> <u>なお、市内の土砂災害警戒区域にある要配慮者施設は次のとおりである。</u> <table border="1" data-bbox="1227 1217 2045 1401"> <tbody> <tr> <td>日高市立武蔵台小学校</td> <td>武蔵台五丁目1-1</td> </tr> <tr> <td>武蔵台学童保育室</td> <td>武蔵台五丁目1-1</td> </tr> <tr> <td>日高市立武蔵台中学校</td> <td>武蔵台六丁目150-1</td> </tr> <tr> <td>日高市立高根中学校</td> <td>大字女影1180</td> </tr> </tbody> </table>	日高市立武蔵台小学校	武蔵台五丁目1-1	武蔵台学童保育室	武蔵台五丁目1-1	日高市立武蔵台中学校	武蔵台六丁目150-1	日高市立高根中学校	大字女影1180
日高市立武蔵台小学校	武蔵台五丁目1-1									
武蔵台学童保育室	武蔵台五丁目1-1									
日高市立武蔵台中学校	武蔵台六丁目150-1									
日高市立高根中学校	大字女影1180									

日高市地域防災計画改訂【風水害対策編】

該当頁	現行		改訂（見直し）案																																												
			<u>特別養護老人ホーム清流苑</u>	<u>大字横手 401-5</u>																																											
P279	第4節 応急対応力の強化 <予防・事前対策> 1 水防 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 ア 水防体制の確立 【危機管理防災課（統括班）、建設課・区画整理課（応急復旧班）、消防局、消防団、河川管理者】		第4節 応急対応力の強化 <予防・事前対策> 1 水防 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 ア 水防体制の確立 【危機管理課（統括班）、建設課・区画整理課（応急復旧班）、消防局、消防団、河川管理者】																																												
P280	【体制の区分及び配備の基準】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>体制の役割等</th> <th>配備体制</th> <th>配備決定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機体制</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒体制</td> <td>第1配備 ・台風の強風圏内に入り、かつ、被害発生の危険性が高まった場合 ・浸水や土砂災害の危険性が高まった場合 ・避難者が生じる可能性が高まった場合</td> <td>略</td> <td>略。</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第2配備</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		配備体制	配備基準	体制の役割等	配備体制	配備決定者	待機体制	略	略	略	略	警戒体制	第1配備 ・台風の強風圏内に入り、かつ、被害発生の危険性が高まった場合 ・浸水や土砂災害の危険性が高まった場合 ・避難者が生じる可能性が高まった場合	略	略。	略	第2配備	略	略	略	非常体制	略	略		略	【体制の区分及び配備の基準】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>体制の役割等</th> <th>配備体制</th> <th>配備決定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機体制</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒体制</td> <td>第1配備 ・台風の予報進路にあたり、かつ、大雨警報（土砂災害）が発表された場合 ・台風の予想進路にあたり、かつ大雨注意報が発表され、さらに、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</td> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第2配備</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		配備体制	配備基準	体制の役割等	配備体制	配備決定者	待機体制	略	略	略	略	警戒体制	第1配備 ・台風の予報進路にあたり、かつ、大雨警報（土砂災害）が発表された場合 ・台風の予想進路にあたり、かつ大雨注意報が発表され、さらに、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	略		略	第2配備	略	略	略
配備体制	配備基準	体制の役割等	配備体制	配備決定者																																											
待機体制	略	略	略	略																																											
警戒体制	第1配備 ・台風の強風圏内に入り、かつ、被害発生の危険性が高まった場合 ・浸水や土砂災害の危険性が高まった場合 ・避難者が生じる可能性が高まった場合	略	略。	略																																											
	第2配備	略	略	略																																											
非常体制	略	略		略																																											
配備体制	配備基準	体制の役割等	配備体制	配備決定者																																											
待機体制	略	略	略	略																																											
警戒体制	第1配備 ・台風の予報進路にあたり、かつ、大雨警報（土砂災害）が発表された場合 ・台風の予想進路にあたり、かつ大雨注意報が発表され、さらに、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	略		略																																											
	第2配備	略	略	略																																											

日高市地域防災計画改訂【風水害対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案			
		非常体制	略	略	
P281	第4節 応急対応力の強化 <応急対策> 1 水防活動 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 ア 水防活動 【統括班（危機管理防災課）、応急復旧班（建設課・区画整理課）、消防局、消防団、河川管理者】 イ 決壊時の処置 【統括班（危機管理防災課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、消防局、消防団、警察、河川管理者、市民】 ウ 協力応援 【統括班（危機管理防災課）、消防局】 エ 観測通報 【統括班（危機管理防災課）、飯能県土整備事務所】				
P282					
P283					
P284	2 土砂災害防止 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 ア 土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報 【統括班（危機管理防災課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、広報班（市政情報課）、情報班（政策秘書課）、調査班（税務課・収税課）、応急復旧班（建設課・区画整理課）、自主防災組織等】				
P293	【特別警報・警報・注意報発表基準（熊谷地方气象台 一次細分区域：南部、市町村をまとめた地域：南西部、二次細分区域：日高市〔平成 22年5月27日現在〕）】 種 類 発 表 基 準				

日高市地域防災計画改訂【風水害対策編】

該当頁	現行		改訂（見直し）案	
	特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合	
暴風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
暴風雪		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
警報	大雨	次の基準に到達することが予想される場合 雨量基準：1時間雨量 60mm 土壌雨量指数基準：144		
	洪水	次の基準に到達することが予想される場合 雨量基準：1時間雨量 60mm 流域雨量指数基準：小畔川流域=11、高麗川流域=19		
	暴風	平均風速：20m/s		
	暴風雪	平均風速：20m/s 雪を伴う		
	大雪	24時間降雪の深さ 30cm		
注意報	大雨	次の基準に到達することが予想される場合 雨量基準：1時間雨量 30mm 土壌雨量指数基準：93		
	洪水	次の基準に到達することが予想される場合 雨量基準：1時間雨量 30mm 流域雨量指数基準：小畔川流域=9、高麗川流域=13		
	強風	平均風速：11m/s		
	風雪	平均風速：11m/s 雪を伴う		
	大雪	24時間降雪の深さ 10cm		
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	濃霧	視程：100m		
	乾燥	最小湿度 25% 実効湿度 55%		
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下※		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下		
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量：100mm			
※ 冬期の気温は熊谷地方気象台の値				
P297	第6節 情報収集・伝達体制の整備 <応急対策> 1 特別警報・警報・注意報等の伝達 (1) 取組方針		第6節 情報収集・伝達体制の整備 <応急対策> 1 特別警報・警報・注意報等の伝達 (1) 取組方針	

特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準 25	
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準 144	
	洪水	流域雨量指数基準	小畔川流域=5.6、高麗川流域=17.6
	暴風	複合基準※1	-
	暴風雪	平均風速：20m/s	
注意報	大雪	平均風速：20m/s 雪を伴う	
注意報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準 10	
注意報		(土砂災害) 土壌雨量指数基準 93	
注意報	洪水	流域雨量指数基準	小畔川流域=4.4、高麗川流域=14
注意報		複合基準※1	小畔川流域=(5, 4.4)、高麗川流域=(9, 11.2)
注意報	強風	平均風速：11m/s	
注意報	風雪	平均風速：11m/s 雪を伴う	
注意報	大雪	12時間降雪の深さ 5cm	
注意報	雷	落雷等で被害が予想される場合	
注意報	濃霧	視程：100m	
注意報	乾燥	最小湿度 25% 実効湿度 55%	
注意報	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下※2	
注意報	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
注意報	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合	
注意報	記録的短時間大雨情報	1時間雨量：100mm	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。
 ※2 冬期の気温は熊谷地方気象台の値

※網掛け部分は、課所名の修正など軽微な変更です。

日高市地域防災計画改訂【風水害対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
P302	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>オ 火災気象通報 【統括班（危機管理防災課）】</p> <p>カ 災害時気象支援資料 【統括班（危機管理防災課）】</p> <p>キ 熊谷地方気象台と埼玉県・市とのホットラインの運用 【統括班（危機管理防災課）】</p> <p>3 異常な現象発見時の通報</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 発見者の通報 【統括班（危機管理防災課）】</p> <p>イ 市長の通報及びその方法 【統括班（危機管理防災課）】</p> <p>ウ 気象庁機関の通報先 【統括班（危機管理防災課）】</p>	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>オ 火災気象通報 【統括班（危機管理課）】</p> <p>カ 災害時気象支援資料 【統括班（危機管理課）】</p> <p>キ 熊谷地方気象台と埼玉県・市とのホットラインの運用 【統括班（危機管理課）】</p> <p>3 異常な現象発見時の通報</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 発見者の通報 【統括班（危機管理課）】</p> <p>イ 市長の通報及びその方法 【統括班（危機管理課）】</p> <p>ウ 気象庁機関の通報先 【統括班（危機管理課）】</p>
P304	<p>第8節 避難対策 <予防・事前対策></p> <p>1 避難体制の整備</p> <p>ア 避難計画の策定</p> <p>【危機管理防災課（統括班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】</p> <p>市は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。</p>	<p>第8節 避難対策 <予防・事前対策></p> <p>1 避難体制の整備</p> <p>ア 避難計画の策定</p> <p>【危機管理課（統括班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課（避難班）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】</p> <p>市は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。</p>
P305	<p>イ 発災前の避難決定及び住民への情報提供</p> <p>【危機管理防災課（統括班）、市政情報課（広報班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）】</p>	<p>イ 発災前の避難決定及び住民への情報提供</p> <p>【危機管理課（統括班）、市政情報課（広報班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課（避難班）】</p>

日高市地域防災計画改訂【風水害対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案																								
P309	<p>第8節 避難対策 <応急対策></p> <p>1 避難の実施</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>イ 避難準備情報</p> <p>市長は、避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を発令する。</p> <p>避難勧告等の意味合いを明確化するため、避難勧告等を次の三類型とする。</p> <table border="1" data-bbox="320 707 1160 1407"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報 <u>(避難行動要支援者等に対する避難情報)</u></td> <td>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等へ避難行動開始</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 未だ避難していない対象住民は、直ち </td> </tr> </tbody> </table>		発令時の状況	住民に求める行動	避難準備 情報 <u>(避難行動要支援者等に対する避難情報)</u>	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等へ避難行動開始	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 未だ避難していない対象住民は、直ち 	<p>第8節 避難対策 <応急対策></p> <p>1 避難の実施</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>イ 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>市長は、避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>避難勧告等の意味合いを明確化するため、避難勧告等を次の三類型とする。</p> <table border="1" data-bbox="1202 707 2042 1407"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等へ避難行動開始</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 未だ避難していない対象住民は、直ち </td> </tr> </tbody> </table>		発令時の状況	住民に求める行動	避難準備・ 高齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等へ避難行動開始	避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 未だ避難していない対象住民は、直ち
	発令時の状況	住民に求める行動																								
避難準備 情報 <u>(避難行動要支援者等に対する避難情報)</u>	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 																								
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等へ避難行動開始																								
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 未だ避難していない対象住民は、直ち 																								
	発令時の状況	住民に求める行動																								
避難準備・ 高齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 																								
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等へ避難行動開始																								
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 未だ避難していない対象住民は、直ち 																								

日高市地域防災計画改訂【風水害対策編】

該当頁	現行		改訂（見直し）案	
<p>P310</p> <p>P311</p>	<p>いと判断された状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<p>に避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</p>	<p>いと判断された状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<p>に避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</p>
<p>P310</p> <p>P311</p>	<p>ウ 警戒区域の設定 【統括班（危機管理防災課）、警察、消防局、消防団】</p> <p>エ 避難誘導 【危機管理防災課（統括班）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】</p> <p>① 市の役割</p> <p>a 避難の勧告・指示又は避難準備情報の伝達</p> <p>住民に対し、避難の勧告・指示又は避難準備情報を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。</p>	<p>ウ 警戒区域の設定 【統括班（危機管理課）、警察、消防局、消防団】</p> <p>エ 避難誘導 【危機管理課（統括班）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】</p> <p>① 市の役割</p> <p>a 避難の勧告・指示又は避難準備情報の伝達</p> <p>住民に対し、避難の勧告・指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。</p>		
<p>P320</p>	<p>第14節 竜巻・突風等対策 <予防・事前対策></p> <p>1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進 【危機管理防災課（統括班）、熊谷地方气象台】</p> <p>2 竜巻注意情報等気象情報の普及</p> <p>(1) 取組方針</p>	<p>第14節 竜巻・突風等対策 <予防・事前対策></p> <p>1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進 【危機管理課（統括班）、熊谷地方气象台】</p> <p>2 竜巻注意情報等気象情報の普及</p> <p>(1) 取組方針</p>		

日高市地域防災計画改訂【風水害対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
P321	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 竜巻関係の気象情報について普及啓発 【危機管理防災課（総括班）、市政情報課（広報班）、熊谷地方気象台】</p> <p>3 被害予防対策</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 物的被害を軽減させるための方策 【危機管理防災課（総括班）、重要施設管理者】</p> <p>4 竜巻等突風対処体制の確立</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 竜巻に対する対処 【危機管理防災課（総括班）】</p> <p>5 情報収集・伝達体制の整備</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>イ 目撃情報の活用 【危機管理防災課（総括班）、市政情報課（広報班）、熊谷地方気象台、学校】</p>	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 竜巻関係の気象情報について普及啓発 【危機管理課（総括班）、市政情報課（広報班）、熊谷地方気象台】</p> <p>3 被害予防対策</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 物的被害を軽減させるための方策 【危機管理課（総括班）、重要施設管理者】</p> <p>4 竜巻等突風対処体制の確立</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 竜巻に対する対処 【危機管理課（総括班）】</p> <p>5 情報収集・伝達体制の整備</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>イ 目撃情報の活用 【危機管理課（総括班）、市政情報課（広報班）、熊谷地方気象台、学校】</p>
P324	<p>第14節 竜巻・突風等対策 <応急対策></p> <p>1 情報伝達</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進 【総括班（危機管理防災課）】</p>	<p>第14節 竜巻・突風等対策 <応急対策></p> <p>1 情報伝達</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進 【総括班（危機管理課）】</p>
P326	<p>4 避難所の開設・運営 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）、自主防災組織、区・</p>	<p>4 避難所の開設・運営 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）、地域防災活動拠点班（生涯</p>

日高市地域防災計画改訂【風水害対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
	自治会】	学習課）、自主防災組織、区・自治会】
P331	第3章 雪害対策 <予防・事前対策> 1 市民が行う雪害対策 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 ア 自助の取組 【危機管理防災課（総括班）、市民】	第3章 雪害対策 <予防・事前対策> 1 市民が行う雪害対策 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 ア 自助の取組 【危機管理課（総括班）、市民】
P332	2 情報通信体制の充実強化 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 ア 気象情報等の収集・伝達体制の整備 【危機管理防災課（総括班）】 ウ 県や防災関係機関との情報共有 【危機管理防災課（総括班）、関係機関】	2 情報通信体制の充実強化 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 ア 気象情報等の収集・伝達体制の整備 【危機管理課（総括班）】 ウ 県や防災関係機関との情報共有 【危機管理課（総括班）、関係機関】
	3 雪害における応急対応力の強化 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 ア 大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の共有 【危機管理防災課（総括班）、防災関係機関】 イ 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化 【危機管理防災課（総括班）、消防局、消防団、防災関係機関】	3 雪害における応急対応力の強化 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 ア 大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の共有 【危機管理課（総括班）、防災関係機関】 イ 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化 【危機管理課（総括班）、消防局、消防団、防災関係機関】
P333	4 避難所の確保 【危機管理防災課（統括班）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】 5 孤立予防対策 (1) 取組方針	4 避難所の確保 【危機管理課（統括班）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】 5 孤立予防対策 (1) 取組方針

日高市地域防災計画改訂【風水害対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
<p>P334</p> <p>P335</p>	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 孤立集落が必要とする支援の想定 【危機管理防災課（統括班）】</p> <p>イ 孤立のおそれがある地区の状況把握 【危機管理防災課（統括班）】</p> <p>ウ 救援実施に必要な体制整備 【危機管理防災課（統括班）】</p> <p>エ 地域コミュニティによる支援機能の強化 【危機管理防災課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）】</p> <p>オ 長期孤立を想定した食糧備蓄の奨励 【危機管理防災課（総括班）、市民課・産業振興課（物資調達班）】</p> <p>7 道路交通対策</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 道路交通の確保 【危機管理防災課（総括班）、建設課・区画整理課（応急復旧班）、道路管理者】</p> <p>ウ 関係機関の連携強化 【危機管理防災課（総括班）、建設課・区画整理課（応急復旧班）、道路管理者】</p>	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 孤立集落が必要とする支援の想定 【危機管理課（統括班）】</p> <p>イ 孤立のおそれがある地区の状況把握 【危機管理課（統括班）】</p> <p>ウ 救援実施に必要な体制整備 【危機管理課（統括班）】</p> <p>エ 地域コミュニティによる支援機能の強化 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課</u>・<u>健康支援課</u>（避難班）】</p> <p>オ 長期孤立を想定した食糧備蓄の奨励 【危機管理課（総括班）、市民課・産業振興課（物資調達班）】</p> <p>7 道路交通対策</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 道路交通の確保 【危機管理課（総括班）、建設課・区画整理課（応急復旧班）、道路管理者】</p> <p>ウ 関係機関の連携強化 【危機管理課（総括班）、建設課・区画整理課（応急復旧班）、道路管理者】</p>
<p>P337</p>	<p>第3章 雪害対策 <応急対策></p> <p>1 応急活動体制の施行</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 災害応急対策の実施 【総括班（危機管理防災課）】</p> <p>イ 初動期の人員確保 【総括班（危機管理防災課）】</p>	<p>第3章 雪害対策 <応急対策></p> <p>1 応急活動体制の施行</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 災害応急対策の実施 【総括班（危機管理課）】</p> <p>イ 初動期の人員確保 【総括班（危機管理課）】</p>

日高市地域防災計画改訂【風水害対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
P338	2 情報の収集・伝達・広報 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容	2 情報の収集・伝達・広報 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容
	ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等 (危機管理 防災課)	ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等 (危機管理課)
	イ 積雪に関する被害情報の伝達 【総括班 (危機管理 防災課)】	イ 積雪に関する被害情報の伝達 【総括班 (危機管理課)】
	オ 県との情報共有機能の強化 【総括班 (危機管理 防災課)】	オ 県との情報共有機能の強化 【総括班 (危機管理課)】
P339	3 道路機能の確保 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容	3 道路機能の確保 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容
	イ 除雪の応援 【総括班 (危機管理 防災課)】	イ 除雪の応援 【総括班 (危機管理課)】
P340	5 救出・救助及び孤立地区への支援の実施 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容	5 救出・救助及び孤立地区への支援の実施 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容
	ア なだれ事故に対する応急対策 【総括班 (危機管理 防災課)、道路管理者、交通事業者】	ア なだれ事故に対する応急対策 【総括班 (危機管理課)、道路管理者、交通事業者】
	イ なだれ発生に伴う避難 【総括班 (危機管理 防災課)】	イ なだれ発生に伴う避難 【総括班 (危機管理課)】
	ウ ヘリコプター等による救出・救助 【統括班 (危機管理 防災課)、建築班 (都市計画課)】	ウ ヘリコプター等による救出・救助 【統括班 (危機管理課)、建築班 (都市計画課)】
	エ 孤立地区の応急対策 【総括班 (危機管理 防災課)、物資調達班 (市民課・産業振興課)、道路管理者、交通事業者】	エ 孤立地区の応急対策 【総括班 (危機管理課)、物資調達班 (市民課・産業振興課)、道路管理者、交通事業者】
P341	6 避難所の開設・運営 【総括班 (危機管理 防災課)、避難班 (福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課)、学校開放班 (教育総務課)、文教班 (学校教育課)、地域防災活動拠点班 (生涯学習課)、学校】	6 避難所の開設・運営 【総括班 (危機管理課)、避難班 (福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・ 長寿いきがい課・健康支援課)、学校開放班 (教育総務課)、文教班 (学校教育課)、地域防災活動拠点班 (生涯学習課)、学校】

日高市地域防災計画改訂【風水害対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
P342	7 医療救護 【医療班（ <u>健康支援課</u> ）、防災関係機関】 8 ライフラインの確保 （１）取組方針 （２）具体的な取組内容 ア 応急対策の実施 【総括班（危機管理 <u>防災課</u> ）、ライフライン事業者】	7 医療救護 【医療班（ <u>保健相談センター</u> ）、防災関係機関】 8 ライフラインの確保 （１）取組方針 （２）具体的な取組内容 ア 応急対策の実施 【総括班（危機管理課）、ライフライン事業者】
P343	第3章 雪害対策 <復旧対策> 1 長期化する雪害への対応 （１）取組方針 （２）具体的な取組内容 ア なだれ対策の実施 【総括班（危機管理 <u>防災課</u> ）、道路管理者】	第3章 雪害対策 <復旧対策> 1 長期化する雪害への対応 （１）取組方針 （２）具体的な取組内容 ア なだれ対策の実施 【総括班（危機管理課）、道路管理者】